

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
11月26日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (厚政課) 四
 - 救急病院の認定 (医療政策課) 四
 - 柳井都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 五
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) 五
- 選管告示
 - 政治団体の名称等 六
 - 政治団体の異動事項 六
- 雑報
 - 県報の正誤 (令和元年十一月十五日山口県告示第二百二十九号) 七



山口県告示第二百三十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十一月二十六日から同年十二月十六日まで

での間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 チタン工業株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の二五
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 チタン工業株式会社宇部開発センター
所在地 宇部市大字妻崎開作一八〇四番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 日 期	工 事 完 成 日 期	使 用 開 始 日 期
二六一〇 (三基)	($m^3/日$) 一八	令和二、 一〇	令和二、 三二	令和三、 一五
二六一〇	($m^3/日$) 六一	〃	〃	〃
二六一ホ	($g/時$) 四二六	〃	〃	〃

備考 「二六一〇」及び「二六一ホ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

四 変更しようとする事項の内容
 排水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 5 排水口	No. 4 排水口	No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)										
						通常	最大											
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	通常	最大	通常	最大			
七	七	〃	〃	〃	〃	八〃六	六	二〇	二〇	三〇	二	一〇	六五	〇・五	一・八	九四〇	六〇五	七八三
八〃六	八〃六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・二五	〇・二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一	一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・一	〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一	一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇・一	〇・〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・一	〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇・二	〇・〇・二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇・一	〇・〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一二	一二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一二	一二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第二百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所所在地	事業の種類	指定年月日
公益社団法人 山口県看護協会	防府市大字上 右田二六八六	阿武郡阿武町 奈古二九四五	介護予防 訪問看護	令和元、 八、 一

山口県告示第二百四十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ

り、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
周防大島町立大島病院 大島郡周防大島町大字小松一四一五 令和四、一〇、三一
の一

山口県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、柳井都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
柳井市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
柳井都市計画下水道事業柳井市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十一年十二月九日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地
柳井市片野西、山根、姫田、東土手、新天地、天神、土手町、新市北、新市、新市南、新市沖、北浜、南浜一丁目、南浜二丁目、南浜三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、駅南、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、南町五丁目、南町六丁目、南町七丁目、ニュータウン南町、柳井、柳井津、古開作及び新庄



(一七五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、令和元年七月二日山口県公告（四六）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月二十六日から令和元年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームプラザナフコ阿知須店
所在地 山口市阿知須五八七〇の八
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームプラザナフコ山口店新館
所在地 山口市朝田七五三の三
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームプラザナフコ阿知須店資材館
所在地 山口市阿知須五八七〇の一四
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームプラザナフコツーワンスタイル山口店
所在地 山口市朝田七八二の二
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

三養下関地区本部政治活動委員会	徳野 啓範	事務所	長門市東深川2542の3	長門市三隅上3245の1	10、1
宮本まさし後援会	伊藤 武	事務所	井上 薫 山陽小野田市大字山川1795の1	三好 祐介 山陽小野田市大字山川1795の9	” ” ” ”
山口県バス交通懇話会	河内 秀夫	代表者	河内 秀夫	松村 喜裕	” ” ” 18
山見敏雄後援会	山見 敏雄	会計責任者	山見 直子	山本 秀生	” ” ” ”
		事務所	山口市阿東徳佐上7779の1	山口市阿東徳佐中3734	



正 誤

令和元年十一月十五日山口県告示第二百二十九号（瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要）

ページ

五

箇所

四の(四)の表中

誤

正

処理前	変更前	九	一〇〇八	10,000	三三,000	八〇	一一〇	検出せず	一〇〇	一五〇	二一〇	五〇	一五	一五
	変更後	九	一〇〇八	10,000	三三,000	八〇	一一〇	検出せず	一〇〇	一五〇	二一〇	五〇	一五	一五

令和元年十一月二十六日印刷

発行人

山口県知事

変更後

〃〃

〃〃

〃〃

〃〃

〃〃

〃〃

〃〃

〃〃

〃〃

〃〃

〃〃

〃〃

〃〃